



# 日刊動力労千葉

**戦争国会が始まった！**

八月五日、自衛隊の海外派兵と小選挙区制のための戦争国会が始まった。われわれは、歴史の岐路にたつた。軍靴の音が聞こえる。どんでもない速さで近づいてきている。しかし、多くの人たちはない。まだ気がついていない。

この分水嶺にたつて何をなすの

か？われわれは、声をふりしぶつて叫ばなければならぬ。こぶしを振りあげてたち向かわなければならない。手遅れとなぬうちに阻むべし、祖母、母、おみな牢にみつるとも”

## 「PKO」って何だ？

K e e p i n g O p e r a t i o n s

「PKO」とは、Peace Operationsの略。普通「国連平和維持活動」と訳されているが、本當だったら「平和維持作戦」と訳さなければおかしい。だけど「作戦」などと言うと、いかにも戦争行為であることがはつきりしてしまうので、自民党の連中は、少しでも軍事的な色を消そうとして、訳語までごまかしちやうのだ。

また、PKOの任務のなかには、①「国連平和維持軍」②「停戦監視団」③「選挙監視団」という三つの区分がある。①、②は、明らかに武力行使を伴う軍隊の派兵だ。そもそも、「国連」とは、第二次大戦において連合国側で戦った諸国が、戦後の世界支配のためにつくった国際機関だ。だから「湾区戦争」のときにも、その本性がはつきりしたように、つねに戦争の論理で動く。「世界平和のための機関だ」などとんでもないことだ。国連は、アメリカのベトナム侵略戦争に対し何をやつたのか、朝鮮侵略戦争のときに何をやつたのか！

## 今までに 七七三名が戦死

つまり、PKOも結局、世界支配のための共同出兵に他ならない。そもそも「平和」の名前を被せないで行なわれた戦争など、今までに一度もないのだ。

PKOは、今までに二十回設置されたことがある。これに参加したのは、約五十万人。そしてこの平和維持作戦のなかで、七三三名が戦死している！自民党が当初ふれまわったように、「平和維持活動は、武力による威嚇又は武力の行使にあたるものであつてはならない」などというのは、民衆をごまかすためのとんでもないペテンにすぎない。また、「隊員の生命又は身体を防護するために特に必要があると認める場合、小型武器を貸与することができる」などというのも、いかにも、「護身用だからしようがないんじやないの？」と言いたくなりそうな表現だけど、実は「小型武器」とは、機関銃はもとより、よく映画で戦車に向かつて発射される無反動砲や「スティングレー」のような対空ミサイルまで含まれるというのだ。われわれが何も知らない、知られていないのをいいことに、「決めちまえばこっちのもんだ」とばかりに目茶苦茶な論理がまかり通っているのだ。

9・1PKO国会粉碎闘争に向けて

# 臨時国会糾弾!

## 「法制局長官はどう罷免しろ!」

しかも、野党や労働組合が雪崩をうつて屈伏していることをいいことに、攻撃は日を追うごとに、とんでもない速さでエスカレートしている。「武力の行使にわたるものであつてはならない」などという当初の案は、すでにどこかに消え去ってしまった。

八月一日に政府が決定した「PKO協力法基本案」では、ついに、「平和維持軍（PKF）参加は憲法上難しい」としてきた国会答弁までひっくり返し、PKFに自衛

隊が部隊として参加することが明記された。そもそもこの間、八〇年の政府答弁書を根拠に、自衛隊の平和維持軍参加に「抵抗」する内閣法制局長官に対し、「法制局长官は閥僚なく、幕僚にすぎないのだから、気に入らなければ罷免すればいいんだ」（三塚派幹部や加藤政調会長）との発言まで公然と飛びだしていたのだ。自民党は、こうやつておどしつけて、「平和維持軍参加＝合憲」のすうい理論を「発明」させたのである。

## 「新発明」の合憲理論

今回の「基本案」で述べられて

いる理屈は、とにかく開いた口がふさがらないようなひどいものだ。なんと「武力行使と武器使用は別物で、武力行使はいけないが武器使用はいい」というのだ。えつ？。

そして「武力行使が予想される事態になつた場合は撤退するから、平和維持軍に参加しても憲法違反にならない」というのだ。戦争が始まつたら（そもそも戦争しに行くのだからこんな方もおかしくておかしく、その前にまだ、二つほど

見ておく）ことがある。

## 9・1 総決起!

### 自衛隊だけのことだと

### 思つたら大間違!

ひとつは、PKO法案には、戦時徴用や徴発が行なえる規定まで盛り込まれると言われていることだ。「民間の航空機・船舶に輸送協力を要請することができる」「政府は、物資協力を行なうことができる」「国以外のものに協力を求めることができる」……これが、自民党が日論んでいる条文だ。軍隊があらゆる物（人）を調達することができるというのだ。もうこうなれば「国家総動員法」の一歩手前だ。

もうひとつは、政府が「国際緊急援助隊派遣法」の改悪案を提出しようとしていることだ。これも、「海外災害援助」に自衛隊が参加できるようにするということだ。こつちの方は、全く問題にもしていない。

都合の悪いことには全て蓋をし、國民を騙しながら、実はたいへんなことが始まろうとしている。もうこれ以上黙つていてはいけない。

やうにアゲル